１４　政府から独立した国内人権機関の設置

（１）国連は、政府から独立した組織の活動が必要であると認識し、1993（平成5）年に各国内における人権保障のための組織が実効的に機能するための原則として、いわゆる「パリ原則」（総会決議48/134）を採択し、さらに、1997（平成9）年12月国連総会決議52/128で、それぞれの国が国内人権機関の設置を促進することを要請している。

国連人権理事会は、日本についてのUPR審査の結果、早急に国内人権機関を設立することを勧告している。

（２）われわれ弁護士は、その社会的使命である基本的人権擁護のための活動を全国各地の弁護士会で行ってきたが、公権力による深刻な人権侵害を初めとする多様な分野にわたる種々の人権侵害救済の申立てを受け、調査をおこない、人権侵害を行うものに対して、警告、勧告、改善の要請などの実績を積み重ねてきた。

この活動の経験と教訓を踏まえて、日弁連は、パリ原則に則った国内人権機関の設置を求め、会長声明、総会決議（1999（平成11）年5月21日）、「人権のための行動宣言」（1999（平成11）年12月）などを公表してきたが、2000(平成12)年の人権大会でこの問題を取り上げ、政府から独立し、独自の調査権限を有する実効的な国内人権救済機関の設置を求めてきた。

（３）一方政府は、人権擁護施策推進審議会の答申を受け、2002(平成14)年3月8日、人権擁護法案を第154回通常国会に上程したが、廃案となった（以下、この法案を「2002年法務省案」という。）。

（４）その後、法案の再提出はないまま、2009(平成21)年9月に政権交替が起こり、千葉法相が、国内人権機関設置に向けた取組みを行うことを表明し、2010(平成22)年6月の政務三役による「新たな人権救済機関の設置について（中間報告）」、2011(平成23)年8月の政務三役による「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」を経て、「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」が公表され、2012(平成24)年通常国会への法案上程が期待された。

その後、野田内閣は、2012（平成24）年9月19日に、人権委員会設置法案（設置法案）及び人権擁護委員法の一部改正案を閣議決定し、国会に上程した（以下、「野田内閣案」という。）ものの、同年11月16日の衆院の解散により廃案となった。

（５）2002年法務省案や野田内閣案は、いずれも「人権委員会」は法務省の所轄とされるなど、その内容は、政府から独立した機関であることを要請するパリ原則に適合していない。また、2002年法務省案は、報道の自由、市民の知る権利を侵害する恐れが指摘されるとともに、公権力による人権侵害の多くが救済の対象とはされないなど、種々の問題点をもつものであった。日弁連は、同法案の問題点を指摘し、2008（平成20）年11月18日付で「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を公表し、野田内閣案の閣議決定の際には、会長声明を発している。

（６）2012(平成24)年12月の衆院選挙における自民党の大勝により自公政権が復活した。同政権下では、2002年法務省案から批判の多かった報道規制や、強制調査権限を外し、特別救済手続を設けないとした野田内閣案をベースに、妥協的に法案を成立させる可能性も否定できない。

2013(平成25)年5月21日、22日行われた国連拷問禁止委員会でも、委員から現政権での実現を求める意見が出され、また、実現時期に関する質問があったが、日本政府は、検討中で今後の予定は答えられないと答弁している。

日弁連は、2014(平成26)年2月20日付けで「国内人権機関の創設を求める意見書」をとりまとめ、同月28日に法務省及び外務省に執行し、再度、政府から独立した国内人権機関の早期設立を求めているが、2014（平成26）年通常国会でも法案の上程はなされず、今後の見通しも立っていない。日弁連は、再度とりまとめた前記意見書をもとに、以前、2012(平成24)年1月に行ったＮＧＯとの意見交換会を、再度、2014（平成26）年9月に開催し、ＮＧＯとの間でこの間の取り組みについての情報交換と前記意見書に関する意見交換を行い、今後の取り組みに関する連携を深めている。

（７）我々、弁護士は、人権を擁護する担い手として、弁護士会、日弁連を通じ、各ＮＧＯと連携して、国会や法務省に対し、強く働きかけを行い、真に権力から独立性を持ち、実効性のあるあるべき人権救済機関の設立を目指し、運動を展開していく必要がある。法務省の外局に設置されることで、果たして、真に権力から独立して人権侵害を指弾する国内人権機関たりうるのかを、引き続き、国内外の世論に訴え続けなければならない。